



環境省報道発表

令和4年4月26日（火）

宮城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認
（家きん17例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について

<宮城県同時発表>

1. 宮城県石巻市の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例（家きん国内17例目）を受け、令和4年3月25日（金）に野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視を強化してきました。
2. その後、当該区域内において野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、令和4年4月25日（月）24時に当該区域を解除しました。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局
野生生物課鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：東岡 礼治（内線 6470）
室長補佐：村上 靖典（内線 6675）
係 長：福田 真（内線 6670）
担 当：宮澤 結有（内線 6477）

■ 経緯

- 3月24日（木） ・ 宮城県石巻市の養鶏場において、死亡数の増加がみられたことから、当該農場から県に通報
- 3月25日（金） ・ 県による簡易検査の結果、A型鳥インフルエンザ陽性と判明
- 3月25日（金） ・ 県によりPCR検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認
- 3月25日（金） ・ 環境省が野鳥緊急調査を実施
- ～3月28日（月）
- 3月26日（土） ・ 宮城県が野鳥緊急調査を実施
- ～3月28日（月）
- 3月28日（月） ・ 防疫措置完了
- 4月25日（月） ・ 当該区域内において野鳥の大量死等の異常が確認されなかったことから、当該野鳥監視重点区域を解除（※）
24時

※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として28日目の24時に解除することとしています。

- － 野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする
- － 家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする
- － 環境試料（糞便、水等）の場合は、採取日の次の日を1日目とする

■ 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは令和3年11月11日付けで「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

以上